

条例等立案表

<p>題名 徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部を改正する 規則</p>	<p>課(室)名 教育総務課</p> <p>担当者名 吉田 正人</p> <p>電話番号 三二〇八</p>
<p>制定理由 毎年十二月及び三月に実施している永年勤続表彰を三月に統一するため表彰の期日を削る等、所要の改正を行う必要がある。</p>	
<p>あらし 一 表彰の種類を功績表彰及び永年勤続表彰とすることとした。 二 表彰の取消し及び記録について所要の規定を設けることとした。 三 表彰の期日を削ることとした。 四 その他所要の改正を行うこととした。 五 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考</p>
<p>関係法規</p>	<p>備</p>

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

徳島県教育委員会

委員長 三好 登美子

徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部を改正する規則

徳島県教育委員会関係職員表彰規程（昭和四十三年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（表彰の種類）

第二条 職員の表彰は、功績表彰及び永年勤続表彰とする。

2 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

一 生命の危険を顧みず職務を遂行した者

二 職務に精励し、その功績が特に顕著な者

三 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績又は善行があつた者

3 永年勤続表彰は、勤続二十年以上の者で、職務に係る倫理を保持して職務に精励し、その功労が特に顕著であるものに対して行う。

第三条中「前条に規定する表彰」を「功績表彰」に改める。

第五条中「毎年十一月一日現在において」及び「十一月二十日まで」を削る。

第六条を次のように改める。

（表彰の方法）

第六条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、当該表彰に副賞を付することができぬ。

第十条を第十一条とする。

第九条中「第二条第一号、第二号及び第四号の一」を「第二条第二項各号のいずれかに改め、同条を第十条とする。

第八条中「又は賞状及び金品」を「（副賞が付されている場合にあつては、表彰状及び副賞）」に改め、同条を第九条とする。

第七条を削り、第六条の次に次の二条を加える。

（表彰の取消し）

第七条 この規則により表彰を受けた者が、職員としてふさわしくない行為をしたときは、その表彰を取り消し、表彰状（副賞が付されている場合にあつては、表彰状及び副賞）を返納させることができる。

（表彰の記録）

第八条 第二条第一項に規定する表彰が行われたときは、人事記録に関する事項を記載した書類にその旨を記録する。前条の規定により当該表彰が取り消されたときも、同様とする。

様式第一号中「様式第一号」を「様式第一号（第五条関係）」とし、「第2条第1号」を

「第2条（第2項第1号・第3項）」に改める。

様式第二号中「様式第2号」を「様式第2号（第5条関係）」とし、「第2条第1号」を

「第2条（第2項第1号・第3項）」に改める。

様式第三号中「様式第3号」を「様式第3号（第5条関係）」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

新	旧
<p>(表彰の種類)</p> <p>第二条 職員の表彰は、功績表彰及び永年勤続表彰とする。</p> <p>2 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生命の危険を顧みず職務を遂行した者 二 職務に精励し、その功績が特に顕著な者 三 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績又は善行があつた者 <p>3 永年勤続表彰は、勤続二十年以上の者で、職務に係る倫理を保持して職務に精励し、その功労が特に顕著であるものに対して行う。</p> <p>(欠格)</p> <p>第三条 懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、功績表彰を受けることができない。</p> <p>(表彰の内申)</p> <p>第五条 徳島県教育委員会事務局の課長及び室長、県立学校長その他教育機関の長及び市町村教育委員会は、第二条の規定に該当すると認められる職員がある場合は、徳島県教育委員会に内申しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第六条 表彰は、表彰状を授与して行う。この場合において、当該表彰に副賞を付すことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(表彰の取消し)</p> <p>第七条 この規則により表彰を受けた者が、職員としておさむべき行為をしたときは、その表彰を取り消し、表彰状(副賞が付されている場合にあつては、表彰状及び副賞)を返納させることができる。</p>	<p>(表彰を受ける者)</p> <p>第二条 表彰は、次の各号の一に該当する者について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 生命の危険を顧みず職務を遂行した者 二 職務に精励し、その功績が特に顕著な者 三 永年勤続し、勤務成績及び操行が良好な者 四 前各号に掲げる者のほか、表彰することが適当と認められる功績又は善行があつた者 <p>(欠格)</p> <p>第三条 懲戒処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、前条に規定する表彰を受けることができない。</p> <p>(表彰の内申)</p> <p>第五条 徳島県教育委員会事務局の課長及び室長、県立学校長その他教育機関の長及び市町村教育委員会は、毎年十一月一日現在において、第二条の規定に該当すると認められる職員がある場合は、十一月二十日までに徳島県教育委員会に内申しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(表彰の方法)</p> <p>第六条 表彰は、表彰状又は賞状を授与して行う。この場合には、金品をあわせて授与することができる。</p> <p>2 表彰状は、第一条各号の一に該当する者のうち、特に職員全体の模範と認められる者に対して授与する。</p> <p>3 賞状は、第一条各号の一に該当する者のうち、職員の模範と認められる者に対して授与する。</p> <p>(追加)</p>

(表彰の記録)

第八条 第二條第一項に規定する表彰が行われたときは、人事記録に
関する事項を記載した書類にその旨を記録する。前条の規定により
当該表彰が取り消されたときは、同様とする。

(削除)

(追彰)

第九条 表彰を受けるべき者がその表彰前に死亡したときは、その死
亡の日前にさかのぼって表彰し、第六条に規定する表彰状(副賞が
付されている場合にあつては、表彰状及び副賞)は、その遺族に授
与する。

(グループ表彰)

第十条 第二條第二項各号のいずれかに該当する事績を挙げたグルー
プ(課、係等を含む。)に対しても、個人を対象として行う表彰に準
じて表彰するものとする。

第十一条 (略)

(追加)

(表彰の期日)

第七条 表彰は、毎年十二月二十八日に行う。ただし、特に必要があ
ると認めるときは、この限りではない。

(追彰)

第八条 表彰を受けるべき者がその表彰前に死亡したときは、その死
亡の日前にさかのぼって表彰し、第六条に規定する表彰状又は賞状
及び金品は、その遺族に授与する。

(グループ表彰)

第九条 第二條第一号、第二号及び第四号の一に該当する事績を挙げ
たグループ(課、係等を含む。)に対しても、個人を対象として行う
表彰に準じて表彰するものとする。

第十条 (略)

様式第1号

(旧)

職員表彰内申書

所属名

職名

氏名

生年月日

上記の者は、徳島県教育委員会関係職員表彰規程第2条第 号に該当し、表彰することが
5 適当と認められますので、関係書類を添えて内申します。

平成 年 月 日

内申者 市町村教育委員会
(所属長 氏 名)



徳島県教育委員会 殿

様式第1号(第5条関係)

(新)

職員表彰内申書

所属名

職名

氏名

生年月日

上記の者は、徳島県教育委員会関係職員表彰規程第2条(第2項第 号・第3項)に該
当し、表彰することが適当と認められますので、関係書類を添えて内申します。

平成 年 月 日

内申者 市町村教育委員会
(所属長 氏 名)



徳島県教育委員会 殿

(旧)

様式第2号

事 績 調 査			
所属名		氏 名	昭和 年 月 日生 (年 月)
職 名			
役職名			
<p>1 適条 徳島県教育委員会関係職員表彰規定第2条第 号</p> <p>2 1に該当すると認められる事績</p> <p>3 現在までに受けた表彰の種類、年月日及び理由</p> <p>4 その他参考となる事項</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調 製 者 市町村教育委員会 印 (所属長 氏 名)</p> <p style="text-align: center;">徳 島 県 教 育 委 員 会 殿</p>			

(新)

様式第2号 (第5条関係)

事 績 調 査			
所属名		氏 名	昭和 年 月 日生 (年 月)
職 名			
役職名			
<p>1 適条 徳島県教育委員会関係職員表彰規定第2条 (第2項第 号・第3項)</p> <p>2 1に該当すると認められる事績</p> <p>3 現在までに受けた表彰の種類、年月日及び理由</p> <p>4 その他参考となる事項</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">調 製 者 市町村教育委員会 印 (所属長 氏 名)</p> <p style="text-align: center;">徳 島 県 教 育 委 員 会 殿</p>			

(旧)

様式第3号

履 歴 書			
現住所			
所属名			
職名			
ふりがな 氏名			
生年月日			
年 月 日	事 項	官 公 署 名	在 職 年 数

(新)

様式第3号 (第5条関係)

履 歴 書			
現住所			
所属名			
職名			
ふりがな 氏名			
生年月日			
年 月 日	事 項	官 公 署 名	在 職 年 数